

写

監査結果公告第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

令和7年度財政援助団体等の監査の結果について

令和8年1月26日

東かがわ市監査委員 楠 田 敬

東かがわ市監査委員 三 好 良 治

東かがわ市監査委員 久 米 潤 子

令和 7 年度

# 財政援助団体等監査報告書

東かがわ市監査委員

本報告書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき行った監査の結果を、同条第9項の規定により東かがわ市議会及び東かがわ市長に報告するものである。

令和8年1月

東かがわ市監査委員 楠田敬  
同 三好良治  
同 久米潤子

## 目 次

	頁
第 1 基準に準拠している旨	1
第 2 監査の種類	1
第 3 監査の対象	1
第 4 監査の着眼点	2
第 5 監査の主な実施内容	2
第 6 監査の実施場所及び日程	2
第 7 監査の結果	2
社会福祉法人 東かがわ社会福祉協議会	3
第 8 監査対象団体の概要	4

## 第1 基準に準拠している旨

監査委員は、東かがわ市監査基準に準拠して監査を行った。

## 第2 監査の種類

財政援助団体等監査(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 7 項の規定による監査)

## 第3 監査の対象

社会福祉法人 東かがわ市社会福祉協議会

【東かがわ市社会福祉協議会運営費補助事業】

### ア 趣旨

社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 109 条第 1 項各号に規定する社会福祉を目的とする事業を実施する東かがわ市社会福祉協議会に対し、当該活動の円滑な運営を支援するため、東かがわ市社会福祉法人の助成に関する条例、東かがわ市補助金等交付規則及び東かがわ市社会福祉法人補助金等交付要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付するもの。

### イ 社会福祉法人 東かがわ市社会福祉協議会運営補助金(直近3か年度)の収支状況

(上段；単位・円 ／ 下段括弧；割合・%)

区分	項目	令和 5 年度 決 算	令和 6 年度 決 算	令和 7 年度 当初予算
収 入	市区町村 補助金収入	59,228,828 (62.2)	57,566,648 (61.3)	69,600,000 (62.1)
	会費収入	4,487,000 (4.7)	4,403,000 (4.7)	4,660,000 (4.2)
	受託金収入	21,392,000 (22.5)	21,899,000 (23.3)	29,192,000 (26.0)
	事業収入	5,363,813 (5.6)	5,115,188 (5.5)	5,074,000 (4.5)
	上記以外の収入	4,772,840 (5.0)	4,896,848 (5.2)	3,560,000 (3.2)
	計	95,214,481 (100.0)	93,880,684 (100.0)	112,086,000 (100.0)
支 出	事業活動支出計	99,607,199	93,653,971	120,615,000
	うち人件費支出 (割合%)	69,876,188 (70.2)	65,941,145 (70.7)	88,990,000 (73.8)

注) 令和 5 年度・6 年度決算は、法人運営拠点区分「資金収支計算書(第一号第四様式)」

の「事業活動による収支」における市区町村補助金収入より抜粋。

令和 7 年度当初予算は、法人運営拠点区分「資金収支予算書(当初予算)」の「事業活動による収支」より抜粋。

#### 第4 監査の着眼点

有効性、効率性、経済性、合規性、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示等の妥当性等

#### 第5 監査の主な実施内容

令和5年度、令和6年度並びに令和7年4月1日から令和7年9月30日までに執行した財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、実査、立会、確認、証憑突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、観察、閲覧等の手法により、効果的かつ効率的に十分かつ適切な監査の証拠を入手して、監査を実施した。

#### 第6 監査の実施場所及び日程

監査実施日	監査の対象	実施場所	所管課名
R7.11.25	社会福祉法人 東かがわ市社会福祉協議会	事務所2階 会議室	福祉課

※ 現地(実施場所)確認前、所管課の福祉課に、事前研究として調書・資料等の提出を求めた。

#### 第7 監査の結果

監査結果としては、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、関係諸帳簿、証拠書類等の照合等により監査したところ、全般的に概ね適正であった。

しかし、一部において改善を要望する事項が見受けられた。具体的な改善を要望する事項は、次のとおりである。なお、監査時の軽易な誤謬や失念による記載漏れは口頭指導にとどめた。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。

監査の改善等を求める事項の件数一覧表

実施対象	項目	指摘事項	注意事項	検討事項	要望事項	計
社会福祉法人 東かがわ市社会福祉協議会	—	—	—	3	3	

#### 備考

- 1 指摘事項とは、違法又は不当な事項では正すべきもののうち重大なもの
- 2 注意事項とは、違法又は不当な事項では正すべきもの、その他適性を欠く事項では正すべきもの
- 3 検討事項とは、事務の執行、事業の管理状況等について、効率性、経済性又は有効性の観点から改善に向けた検討を求めるもの、その他法令、基準等には違反しないが、事務処理上改善に向けた検討を求めるもの
- 4 要望事項とは、制度、組織等に関する課題のうち、特に要望する必要があると認められるもの

## 社会福祉法人 東かがわ市社会福祉協議会

要望事項	
1	<p>経理規定の遵守について</p> <p>経理規定の第30条においては、現金については毎日の現金出納終了後、預貯金については毎月末日、残高の確認を行うことと規定されているが、確認結果の証跡を見ることが出来なかった。経理規定が遵守されていることの証明が監査時に提示できるよう、確認結果を記録しておくことが望まれる。</p> <p>なお、定期預金については、通帳残高と帳簿の残高を勘定科目残高の額と合うようチェックのみ行っているとの事であるが、預金全体を即時に把握できるといった点からも、月次報告の際は月次の表（預金先・預金種類・口座情報・預金残高・預け入れ期間及び満期日）を作成することによって確認しやすくなることも提案しておきたい。</p>
2	<p>研修機会のさらなる充実について</p> <p>設立目的、事業内容から投資経費に対する効果が図りにくい事業項目が多く、その効果測定の指標としては、利用される方の満足度や笑顔による心の充足度なども具体的な数値としての表示や分析が難しい状況にある。</p> <p>そこで、利用者の満足度を少しでも向上する取組として、現在実施されている接遇研修をはじめとした各種研修への受講者や受講機会をさらに充実させることが望まれる。</p>
3	<p>関連資格取得の推進に関するこ</p> <p>社会全体での高齢者層の拡大と人口減少の影響もあり、地方紙の求人広告掲載をはじめ、事務局長等による学校機関への個別訪問を実施されてもなかなか新たな職員採用につながらない状況である。特に業務内容によっては、保健師や看護師、介護予防支援員など専門資格を保有していなければ従事できない業務もあり、そういった資格を有する契約社員の高齢化も年々顕著となりつつある。</p> <p>資格や免許を保有されている方に限定し、新たに採用する方法以外に、事務職員として勤務されている職員の方に対し、新たに専門的資格を取得しようとする際の資格取得奨励制度といった取組は、組織の継続性、採用機会の多角化、さらには、当該助成に対する職員の活用実績の面からも有効な取組であると考えられる。引き続き取組の積極的推進が望まれる。</p>

## 第8 監査対象団体の概要

### 社会福祉法人 東かがわ市社会福祉協議会

ア 団体名：社会福祉法人 東かがわ市社会福祉協議会

(設立年月日：平成15年4月1日)

(法人格の取得：平成15年4月1日)

#### イ 目的(定款第1条)

この社会福祉法人は、東かがわ市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

#### ウ 事業(定款第2条)

この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) 社会福祉センターの経営
- (8) 地域包括支援センター事業
- (9) 介護予防生活支援事業
- (10) 生活支援体制整備事業
- (11) 福祉サービス利用援助事業
- (12) 生活福祉資金貸付事業
- (13) 法人成年後見事業
- (14) 成年後見制度利用促進支援事業
- (15) 生計困難者に対する相談支援事業
- (16) 生計困難者自立相談支援事業
- (17) 生計困難者就労準備支援事業
- (18) 生計困難者家計改善支援事業
- (19) 高齢者見守りネットワーク事業
- (20) 緊急通報体制整備事業
- (21) 特定相談支援事業の経営
- (22) 障害福祉サービス事業（就労継続支援B型 さつき園）の経営
- (23) ファミリー・サポート・センター事業
- (24) その他この法人の目的達成のため必要な事業

エ 事務所所在地

本所	社会福祉法人 東かがわ市社会福祉協議会	東かがわ市湊 1809 番地
支所	社会福祉法人 東かがわ市社会福祉協議会大内支所	東かがわ市三本松 1295 番地 150

オ 組織（令和7年7月1日現在）

理事 11名 監事 2名

会長	副会長	理事	監事
1名	2名	8名	2名

職員 57名

年齢区分	20代	30代	40代	50代	60歳以上
正規職員 [24名]	3名	6名	9名	5名	1名
契約職員 [22名]	2名	3名	3名	7名	7名
パート職員 [11名]	—	—	—	3名	8名
小計	5名	9名	12名	15名	16名

カ 東かがわ市からの主な受託事業

地域ふれあい教室事業	特化型介護予防事業
地域介護予防活動支援事業	高齢者居場所づくり事業
生活支援体制整備事業	高齢者見守りネットワーク事業
緊急通報体制整備事業	輝きクラブ事業
地域密着型居場所づくり事業	ファミリー・サポート・センター事業
子育て世帯訪問支援事業	重層的支援体制整備事業
生活困窮者自立支援事業	成年後見制度利用促進事業
災害ボランティア事業	地域包括支援センター運営

県社会福祉協議会からの主な受託事業

生活福祉資金貸付事業	日常生活自立支援事業
------------	------------

※令和7年度事業計画書より